

感染対策指針

栄光会訪問看護ステーション(以下、「事業所」という。)は、利用者及び従業者等(以下、「利用者等」という。)の安全確保のため、平時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

1. 基本的な考え方(目的)

感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応などを施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高いサービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画(BCP)などのマニュアル・社内規定および社会的規範を遵守するとともに、事業所における適切な感染対策の取り組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応などの整備

(1) 平時の対策

- ①「感染対策委員会」を設置・運営し、適切な感染予防・再発防止策などを整備する体制の構築に取り組む。
- ②事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を以って「専任の感染対策を担当する者」(以下、「担当者」という。)とする。
- ③職員の清潔の保持および健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守る事を目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

- イ) 利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防
 - ニ) 衛生管理
- ④職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託者を対象に年2回以上の研修(含む入職時)を定期的実施する。
 - ⑤平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行

